

談合情報等対応マニュアル

N E X C O 東日本

平成21年9月1日

目次

第1 公正入札調査委員会の設置	P 5
1 趣旨	5
2 調査審議事項等	5
3 構成	5
4 会議	5
5 庶務等	5
6 第三者への意見照会等	5
第2 談合情報・疑義事実への対応の一般原則	P 6
1 談合情報・疑義事実の確認、記録、通報	6
2 委員会の招集及び報告	6
3 審議等	6
4 公正取引委員会への通報	6
5 契約責任者への報告等	7
6 本社調達企画課への連絡	7
7 入札監視委員会への報告	7
8 報道機関等との対応	7
9 本マニュアルに抛り難い場合の対応	7
第3 入札執行前に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応	P 8
1 対応フロー	8
2 対応の仕方	9
(1) 調査に値するか否かの調査審議	9
(2) 公正取引委員会への通報	9
(3) 事情聴取	9
(4) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議	10
(5) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応	10
(6) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応	10
(7) 以上の各規定に抛り難い場合の対応	10
第4 入札執行後に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応	P 11
1 対応フロー	11
2 対応の仕方	12
(1) 調査に値するか否かの調査審議	12
(2) 公正取引委員会への通報	12
(3) 入札金額内訳書の提出要請	12
(4) 事情聴取	12
(5) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議	13
(6) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応	13
(7) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応(契約締結前のとき)	13
(8) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応(契約締結後のとき)	13
(9) 以上の各規定に抛り難い場合の対応	14
別添 1～7	P 15～21

第 1 公正入札調査委員会の設置

1 趣旨

入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合等不正行為の疑いがある情報や事柄（以下「談合情報・疑義事実」という。）に対して的確な対応を行うため、本社及び各支社に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 調査審議事項等

（１）委員会は、談合情報・疑義事実があった場合には、次に掲げる事項を調査審議する。

談合情報・疑義事実に係る調査に値するか否かの判断
事情聴取の必要性
初度入札金額の内訳明細書チェックの必要性
入札の延期の必要性
談合等不正行為を疑うに足る事実の有無
その他必要な対応

（２）委員会は調査審議結果に基づき、次に掲げる事項を実施する。

公正取引委員会への通報等
調査審議結果の契約責任者への報告
本社調達企画課への連絡
その他必要な対応

3 構成

委員会の構成は、次表のとおりとする。

発注機関	委員長	委員	事務局
本社	技術部長	・ 施行を担当する室、部又は事業部の長 ・ 施行を担当する課長（ただし、主幹が置かれている室又は部にあつては主幹） ・ 調達企画課長	調達企画課
支社	技術部長 （新潟支社は総合調整部長）	・ 施行を担当する部又は事業部の長 ・ 施行を担当する課又はチームの長 ・ 調達契約課長	調達契約課

委員長は、委員会の事務を掌理する。

委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

4 会議

委員会は、談合情報・疑義事実があった場合には、必要に応じて随時、会議を開く。

ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

5 庶務等

委員会の庶務は事務局が行う。

6 第三者への意見照会等

委員会は必要に応じて、学識経験等を有する公正・中立な立場の第三者に意見を照会することができる。

第2 談合情報・疑義事実への対応の一般原則

1 談合情報・疑義事実の確認、記録、通報

情報提供があった場合（例えば、電話、FAX、投書など）

調達案件について談合等不正行為に関する情報があった場合には、社員は可能な限り、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、情報を記録して、直ちに委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

新聞等の報道があった場合（例えば、新聞記事掲載、テレビ・ラジオ報道など）

調達案件について新聞等の報道により談合等不正行為に関する情報を把握した場合には、社員は可能な限り当該新聞等を記録して、直ちに事務局へ通報すること。

事柄があった場合（例えば、単価表に不正疑義がある場合や入札時の入札参加者の行動が不自然など）

調達案件について談合等不正行為に関する事柄があった場合には、社員は可能な限り、事柄の内容を記録して、直ちに事務局へ通報すること。

社員が談合等不正行為の事実があると思料した場合（例えば、落札結果に何らかの規則性があるなど）

調達案件について談合等不正行為の事実があると思料した場合には、社員は事実根拠をとりまとめ、直ちに事務局へ通報すること。

2 委員会の招集及び報告

事務局は、前記1により通報を受けた場合には、通報の内容を別添1にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、談合情報・疑義事実を得た場合も、別添1をまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

3 審議等

委員会は談合情報・疑義事実について、損害を被る恐れがあることを対応の前提として、審議等を行うこと。

委員会は、前記2により事務局からの報告を受けた場合、調査審議等を行うこと。

委員会は、入札日時までに調査審議を行うことが困難である場合等、入札日時を延期する必要があると認める場合には入札日時延期の必要性を契約責任者へ報告すること。

4 公正取引委員会への通報

委員会は審議結果に基づき、談合情報・疑義事実について、対応の各段階において速やかに対応状況等を公正取引委員会へ通報すること。

談合情報・疑義事実が「独禁法の規定に違反する事実があると思料」されるときは契約責任者が独禁法に基づき、「独禁法に違反する行為があると疑うに足りる事実があるとき」は入札・契約適正化法に基づき支社長がその事実を、文書で公正取引委員会へ通報すること（P7参考参照）。また、この場合には委員会は事前に本社調達企画課へ報告すること。

5 契約責任者への報告等

委員会は談合情報・疑義事実を把握した場合、直ちに当該調達に契約責任者へ別添1により報告すること。以後、対応の各段階において逐次かつ速やかに対応状況等を報告すること。契約責任者は、委員会の報告に基づき、的確に対応すること。

6 本社調達企画課への連絡

委員会は、談合情報・疑義事実を把握した場合、直ちに本社調達企画課へ別添1により連絡すること。以後、対応の各段階において逐次かつ速やかに対応状況等を連絡すること。

7 入札監視委員会への報告

入札監視統一事務局長は、談合情報・疑義事実とその対応について、入札監視委員会の定例会議等に報告すること。

8 報道機関等との対応

報道機関等との対応窓口は、広報担当部署とする。

なお、報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査活動の妨げにならないよう十分に留意すること。

9 本マニュアルに抛り難い場合の対応

本マニュアルに抛り難い場合には、委員会は本社調達企画課へ連絡すること。

参考

独禁法（抄）

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

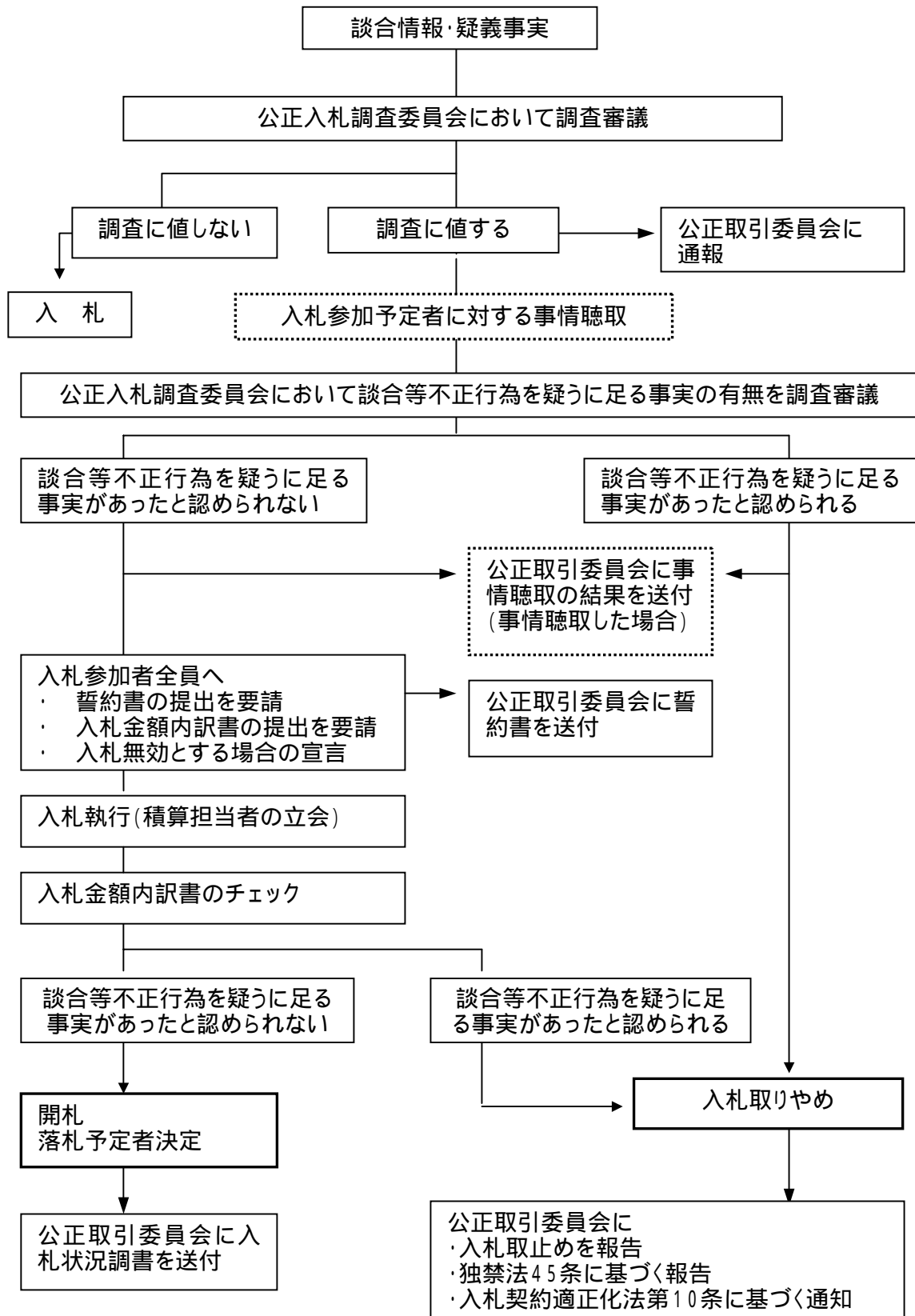
4 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状态に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて適当な措置をとることができる。

入札・契約適正化法（抄）

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（各省各庁の長等）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（国等）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

第3 入札執行前に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応

1 対応フロー



凡例

⋯⋯は必要に応じて行う

注意

委員会は必要に応じて、学識経験等を有する公正中立な立場の第三者に意見を照会すること。

入札監視統一事務局長は、談合情報・疑義事実とその対応について、入札監視委員会の定例会議等に報告すること。

2 対応の仕方

(1) 調査に値するか否かの調査審議

委員会は事務局から報告を受けた談合情報・嫌疑事実について、調査に値するか否か調査審議すること。

調査に値すると判断した場合には、委員会は談合情報・疑義事実を直ちに公正取引委員会へ通報すること。

また、委員会は入札参加予定者に対する事情聴取の必要を審議すること。

委員会が調査に値しないと判断した場合には、入札執行者は入札を執行すること。

(2) 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への通報等は技術部長名(新潟支社にあっては総合調整部長名)で、別添2に別添1を添付して委員会が行うこと。

公正取引委員会の連絡先は、次の通りとされている。管轄区域に注意して連絡すること。

発注機関	連絡先(標準)	管轄区域
北海道支社	公正取引委員会 北海道事務所審査課	北海道
東北支社	公正取引委員会 東北事務所審査課	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
新潟支社 関東支社 本社	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることが予想されるため、事務局は提出した資料についての確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

(3) 事情聴取

委員会は事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者(代表者又は契約締結権限受任者)又はそれに準ずる者とする。

事情聴取は入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前までに行うか、又は入札日時を延期して行うこと。

事情聴取は本社及び支社調達においては委員会の複数の委員により行い、事務所調達においては副所長、契約事務担当課長等の複数の社員により行うこと。

事情聴取は入札参加者を集合させることなく、1社ずつ、聞き取りを行い、事情聴取者は別添3を作成すること。

(4) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議

委員会は事務局から報告を受けた談合情報・嫌疑事実及び事情聴取結果（事情聴取を行った場合）に基づき、談合等不正行為を疑うに足る事実の有無を調査審議すること。

委員会は調査審議結果を契約責任者へ報告すること。

委員会は前記（3） - で作成された事情聴取の結果（別添3）を公正取引委員会へ送付すること。

(5) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応

契約責任者は入札の執行を取止めること。

委員会は入札執行を取止めたことを公正取引委員会へ速やかに報告すること。

契約責任者は独占禁止法の規定に違反する事実があると思料するとき独占禁止法第45条に基づき、別添4により、公正取引委員会へその事実を報告すること。

支社長は独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは入札契約適正化法第10条に基づき、その事実を別添5により、公正取引委員会へ通知すること（所管の事務所発注分を含む）。

(6) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応

入札執行者は全ての入札参加者の代表者から誓約書の提出を求めること。誓約書については別添6を参考に入札参加者が自主的に提出するよう求めること。

委員会は誓約書を公正取引委員会へ送付すること。

入札執行者は全ての入札参加者に調達案件に係る初度入札金額の内訳明細書（以下「入札金額内訳書」という。）の提出を求めること。但し、工事費内訳書など既に同等の入札金額内訳書が提出されている場合には求めないこと。

入札執行者は別添7を参考に「入札執行後、談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合には本件入札を無効とする場合がある」旨の宣言をした後に入札を行うこと。

入札執行者は入札金額内訳書の提出に時間を要し、入札日時を延期して対応する必要があると認める場合には入札日時を延期して入札を執行すること。

入札には当該調達の積算内容を把握している社員が立ち会い、入札書投函後、当該社員が入札金額内訳書をチェックすること。

入札金額内訳書のチェックにより、談合を疑うに足る事実があったと認められるときは、前記（5）のとおり対応すること。

入札金額内訳書のチェックにより、談合を疑うに足る事実があったと認められないときは、入札執行者は開札を行うこと。

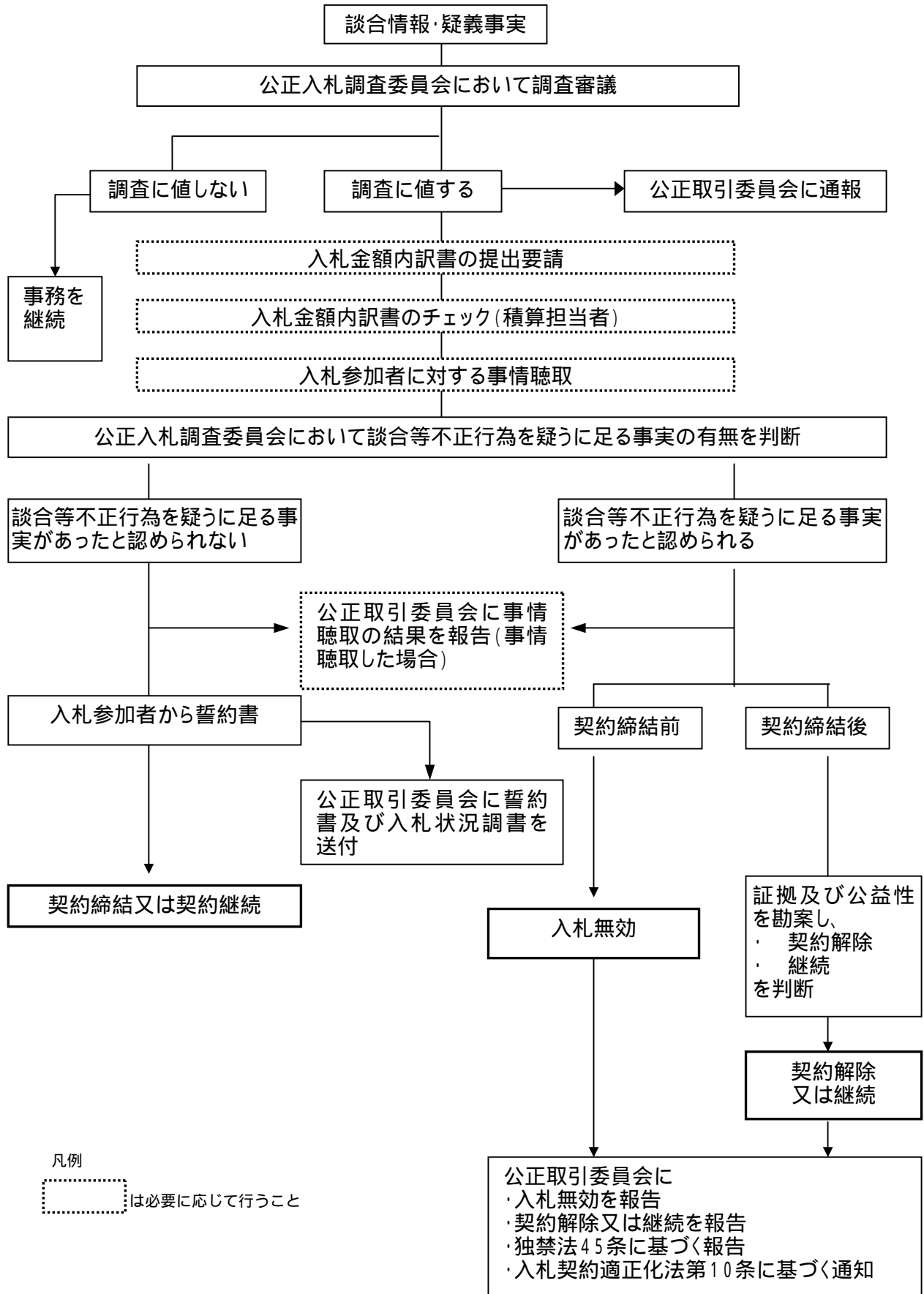
委員会は落札予定者決定後に入札状況調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(7) 以上の各規定に抛り難い場合の対応

以上の各規定に抛り難い場合には、委員会は本社調達企画課へ連絡すること。

第4 入札執行後に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応

1 対応フロー



凡例

 は必要に応じて行うこと

注意

委員会は必要に応じて、学識経験等を有する公正中立な立場の第三者に意見を照会すること。

入札監視統一事務局長は、談合情報・疑義事実とその対応について、入札監視委員会の定例会議等に報告すること。

2 対応の仕方

(1) 調査に値するか否かの調査審議

委員会は事務局から報告を受けた談合情報・嫌疑事実について、調査に値するか否か調査審議すること。

調査に値すると判断した場合には、委員会は談合情報・疑義事実を直ちに公正取引委員会へ通報すること。

また、委員会は入札金額内訳書のチェックの必要並びに入札参加予定者に対する事情聴取の必要を審議すること。

委員会が調査に値しないと判断した場合には、入札執行後の事務を継続すること。

(2) 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への通報等は技術部長名(新潟支社にあっては総合調整部長名)で、別添2に別添1を添付して委員会が行うこと。

公正取引委員会の連絡先は、次の通りとされている。管轄区域に注意して連絡すること。

発注機関	連絡先(標準)	管轄区域
北海道支社	公正取引委員会 北海道事務所審査課	北海道
東北支社	公正取引委員会 東北事務所審査課	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
新潟支社 関東支社 本社	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることが予想されるため、事務局は提出した資料についての確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

(3) 入札金額内訳書の提出要請

委員会が入札金額内訳書のチェックを行う必要があると判断した場合は、契約責任者は全ての入札参加者に入札金額内訳書の提出を求めること。但し、工事費内訳書など既に同等の入札金額内訳書が提出されている場合には求めないこと。

入札金額内訳書は当該調達積算内容を把握している社員がチェックすること。

(4) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、契約責任者は入札に参加した者全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者(代表者又は契約締結権限受任者)又はそれに準ずる者とする。

事情聴取は本社及び支社調達においては委員会の複数の委員により行い、事務所調達においては副所長、契約事務担当課長等の複数の社員により行うこと。

事情聴取は入札に参加した者を集合させることなく、1社ずつ、聞き取りを行い、事情聴取者は別添3を作成すること。

(5) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議

委員会は事務局から報告を受けた談合情報・嫌疑事実及び入札金額内訳書チェックの結果(入札金額内訳書のチェックを行った場合)並びに事情聴取結果(事情聴取を行った場合)に基づき、談合等不正行為を疑うに足る事実の有無を調査審議すること。

委員会は調査審議結果を契約責任者へ報告すること。

委員会は前記(4)- で作成された事情聴取の結果(別添3)を公正取引委員会へ送付すること。

(6) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応

契約責任者は入札に参加した全ての者の代表者から誓約書の提出を求めること。誓約書については別添6を参考に入札参加者が自主的に提出するよう求めること。

契約責任者は入札執行後の事務を継続すること。

委員会は誓約書及び入札状況調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(7) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応(契約締結前のとき)

契約責任者は入札を無効とすること。

委員会は入札を無効としたことを公正取引委員会へ速やかに報告すること。

契約責任者は独占禁止法の規定に違反する事実があると思料するときは独占禁止法第45条に基づき、別添4により、公正取引委員会へその事実を報告すること。

支社長は独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは入札契約適正化法第10条に基づき、その事実を別添5により、公正取引委員会へ通知すること(所管の事務所発注分を含む)。

(8) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応(契約締結後のとき)

契約責任者は契約解除要件を満たす証拠を得ている場合には原則として契約を解除すること。

但し、契約責任者は契約の進捗状況等を考慮して、契約を解除することが公益性を損ねると認める場合には契約を継続すること。

契約責任者は契約解除要件を満たす証拠を得ていない場合には原則として契約を継続すること。

但し、契約責任者は契約を継続することが公益性を損ねると認める場合には契約を解除すること。

委員会は契約解除又は契約の継続について公正取引委員会へ速やかに報告すること。

契約責任者は独占禁止法の規定に違反する事実があると思料するときは独占禁止法第45条に基づき、別添4により、公正取引委員会へその事実を報告すること。

支社長は独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは入札契約適正化法第10条に基づき、その事実を別添5により、公正取引委員会へ通知すること(所管の事務所発注分を含む)。

(9) 以上の各規定に抛り難い場合の対応

以上の各規定に抛り難い場合には、委員会は本社調達企画課へ連絡すること。

談合情報等報告書

情報等のあった日時	平成 年 月 日 () 時 分
調達件名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 () 時 分
情報等提供者	住所 氏名 会社名(報道機関名) 連絡先
受信者	所属 氏名
情報等手段	・電話・メール・FAX・書面・面接・報道・その他(具体的に)
情報等内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

別添 2

番号
年 月 日

公正取引委員会

殿

東日本高速道路株式会社 支社
技術部長

談 合 情 報 等 に 関 連 す る 資 料 の 送 付 に つ い て

当社 支社（事務所）所管の（調達件名） の入札に係る談合情報等
に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

（事項）

- 1．談合情報等報告書（写）
- 2．事情聴取書（写）
- 3．誓約書（写）
- 4．入札状況調書（写）
- 5．入札（契約）に関する通知文書（写）

（各時点で報告可能なものを選択すること）

別添 3

事 情 聴 取 書

調達件名

業者名

被事情聴取者 役職
氏名

当社の事情聴取者 役職
氏名
役職
氏名

日 時

場 所

質 問 事 項	聴取内容
1 ・ ・ ・	

公正取引委員会

殿

東日本高速道路株式会社 支社
支社長
(事務所長)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 4 5 条の報告について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 4 5 条に基づき、下記内容のとおり報告します。

記

(事項)

- 1 . 談合情報等報告書 (写)
- 2 . 事情聴取書 (写)
- 3 . 誓約書 (写)
- 4 . 入札金額内訳書 (写)
- 5 . 入札書 (写)
- 6 . 入札状況調書 (写)
- 7 . 入札 (契約) に関する通知文書 (写)
- 8 . その他関連資料
- 9 . 法第 4 5 条に該当すると思料する事実について
- 1 0 . 本件連絡先

公正取引委員会

殿

東日本高速道路株式会社 支社
支社長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記内容
のとおり通知します。

記

(事項)

1. 談合情報等報告書(写)
2. 事情聴取書(写)
3. 誓約書(写)
4. 入札金額内訳書(写)
5. 入札書(写)
6. 入札状況調書(写)
7. 入札(契約)に関する通知文書(写)
8. その他関連資料
9. 法第 10 条に該当すると疑うに足りる事実について
10. 本件連絡先

誓 約 書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社
支社（事務所）長

殿

会社名

代表者名

今般の（調達件名） の競争入札に関し、談合等不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法令を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

入札無効とする場合のあることの宣言例

- 「本件入札について談合等不正行為の疑いがある情報（事柄）がありました。」
- 「入札執行後、談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合には、本件入札を無効とする場合があります。」
- 「入札希望者は関係法令を遵守して入札してください。」